

後期高齢者医療制度
自己負担額を超えた額を支給します

📌💡 高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

- 合算期間
2023年8月1日(火)～2024年7月31日(水)

- 合算範囲
同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額
※高額療養費等の支給該当額は除きます。

《申請方法》
申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

《対象者》
1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合があります。該当する方は問い合わせください。

- 自己負担限度額(年額・世帯単位)
2023年8月～2024年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円～)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円～)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円～)	67万円
	一般Ⅰ・Ⅱ	56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

《支給方法》
医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被保険者に支給します。
※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500円以下の場合には支給されません。

☎️ 保険医療課 医療保険年金係
☎️ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

障害者控除対象者認定書を
発行します



📌💡 障害者控除対象者認定書

所得税などの申告時に提示することで、本人およびその方を扶養している方が「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができる認定書。

- 《対象者》 ※下記の全てに該当する方
 - 本市に住民票がある65歳以上の方
 - 精神または身体に障害がある方(認知症を含む)
 - 障害の程度が日常生活で常に介護を必要とする程度の方
- 障害者手帳を持っている場合
手帳を提示することで、等級に応じた「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができますが、この認定を受けることで、介護が必要な状態によっては「特別障害者控除」の対象になる場合があります。
※家族が代理で申請することもできます。

☎️ 保険医療課 介護保険係
☎️ お太助フォン 42-5618 📠 42-2130

ヘルプマーク・ヘルプカード



周囲に支援や配慮を伝えにくい方や、外見から障害が分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくなるための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を無償で配布しています。

所持した方を見つけたときは、できる範囲での支援や配慮をお願いします。

- 配布場所
 - 社会福祉課障害者福祉係
 - 各支所窓口係



☎️ 社会福祉課 障害者福祉係
☎️ お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

農地の貸し借り手続きが変わります



農業経営基盤強化促進法などが改正され、農地所有者と耕作者間で農地を貸し借りする際の手続きが2025年4月1日(火)から変わります。

- 主な変更点
 - 「農業経営基盤強化促進法による利用権設定」を廃止(現行の農業経営基盤強化促進法による利用権設定は2025年2月28日<金>まで受け付け) ※現在利用権設定している農地の権利は、設定期間内までは有効です。
 - 農地中間管理機構を介した貸借は、将来の農地利用の目標を定めた地域計画に基づいて行われます。

現状の貸借方法		変更後の貸借方法 4月1日(火)以降
農地中間管理機構を介した貸借	継続	農地中間管理機構を介した貸借
農地法第3条の許可による貸借	継続	農地法第3条の許可による貸借
農業経営基盤強化促進法による 利用権設定	廃止	×

農地中間管理機構・・・農地を貸したい方から農地を借り受け、耕作を希望する方に農地を貸し付ける事業を行っています(広島県の指定事業者は、(一財)広島県森林整備・農業振興財団)。

- ☎️ 地域計画、農地中間管理機構に関して
地域営農課 農地利用係
☎️ お太助フォン 47-4021 📠 42-1003
- ☎️ 農地法、利用権設定に関して
農業委員会事務局
☎️ お太助フォン 47-4025 📠 42-1003

公営住宅の入居者を募集します



公募期間	1月6日(月)～20日(月) ※応募者多数の場合は抽選		随時 ※先着順に資格審査を実施			
種類	市営住宅		若者定住住宅			
住宅名	紅葉ヶ丘住宅	朝日が丘住宅	田草住宅		行部住宅	
	3棟5号室	4棟2号室	2号棟	4号棟	1号棟	4号棟
所在地	甲田町上甲立 1777番地	向原町戸島 2953番地1	高宮町川根 1997番地1	高宮町川根 2037番地1	高宮町川根 1630番地	
家賃 (月額)	18,200円～ 35,700円	14,900円～ 29,300円	30,000円			
構造	木造2階建3DK		4LDK			
条件	<ul style="list-style-type: none"> ■所得制限(上限)など ■親族など同居(60歳以上の方などは同居不要) 		<ul style="list-style-type: none"> ■おおむね40歳未満 ■中学生までの子と同居 			

☎️ 管理課 住宅係
☎️ お太助フォン 47-1201 📠 47-1206